

質問回答書及び設計図書の訂正について

令和 8 年 7 月 3 0 日 午前 9 時 3 0 分 更新

入札番号	5 0 8 3 1 2 0
案件名称	令和 8 年度市道 2 5 号線道路改良事業に伴う建物等調査算定委託業務
質問回答①	質問 第 3 号単価表 非木造建物の再算定、とありますが、こちらは特記仕様書にある鉄骨建物 B 棟 1 階部分の増築、ということであれば、増築部分の調査の必要はないのでしょうか。またその場合は、用地調査等積算基準のとおり、調査内業（図面等）を 50％に補正し、調査外業の歩掛は増築部分のみの面積を使用するのでしょうか。そうであれば、増築部分の面積をご教授ください。
	回答 設計書 p 3 用地調査等業務費内訳書内と p 7 第 3 号単価表内とで、第 3 号単価表の業務種別が食い違っていたため訂正します。第 3 号単価表非木造建物の調査及び算定については、御指摘のとおり、建物の増築部分である、B 棟（1 階部分）のことを指しており、調査を必要とします。 歩掛上は B 棟延床面積（1 2 8．0 2 平方メートル）に対して通常の非木造建物の調査及び算定を行う想定です。 下記のとおり、設計書を修正しましたので、設計図書を再度ダウンロードしてください。 【修正箇所】 03 設計書（p7）第 3 号単価表 （修正後）非木造建物の調査及び算定 （修正前）非木造建物の再算定

質問回答②	質問 第4号単価表 木造建物の調査及び算定（木造建物A延べ面積130 m²以上 200 m²未満）は、通常の木造建物調査算定の歩掛を使うという認識でよろしいでしょうか。あるいは、2階増築部分の調査及び算定であれば、用地調査等積算基準のとおり、調査内業（図面等）を50%に補正し、調査外業の歩掛は増築部分のみの面積を使用するものでしょうか。そうであれば、増築部分の面積をご教授ください。
	回答 御認識のとおりです。 歩掛上はC棟延床面積（145.29平方メートル）に対して通常の木造建物の調査及び算定を行う想定で積算しています。